

熊本市成年後見制度利用支援事業実施要綱

制定	平成18年	7月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成22年	6月	15日	健康福祉局長決裁
	平成23年	2月	7日	健康福祉局長決裁
	平成23年	8月	1日	健康福祉局長決裁
	平成24年	8月	31日	健康福祉政策課長決裁
	平成25年	3月	8日	健康福祉政策課長決裁
	平成25年	3月	13日	健康福祉政策課長決裁
	平成26年	7月	1日	健康福祉子ども局長決裁
	令和3年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	令和6年	1月	22日	高齢福祉課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）その他の支援について必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の内容)

第2条 この要綱に基づく支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 審判請求
- (2) 審判請求に要する費用の負担
- (3) 成年後見人、保佐人又は補助人、後見監督人、保佐監督人、補助監督人、特別代理人、任意後見監督人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬を支払うことが困難である者に対する報酬の助成（以下「報酬の助成」という。）

(審判請求の種類)

第3条 審判請求の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

(審判請求の判定)

第4条 市長は、次に掲げる事項を総合的に勘案し、審判請求を行うものとする。

- (1) 審判請求の要否を検討する対象者（以下「対象者」という。）の事理を弁識する能力の程度
- (2) 対象者の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否、親族等による対象者保護の可能性及び前条各号に掲げる審判の請求を行う親族等の意思の有無
- (3) 市又は関係機関が行う各種施策の活用による申立対象者に対する支援策の効果

2 前項の規定にかかわらず、3親等又は4親等の親族であって前条各号に掲げる審判の請求を行う者の存在が明らかであるときは、審判請求を行わないものとする。

(申立費用の負担)

第5条 市長は、前条第1項の規定に基づき行った審判請求について、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、申立手数料、登記手数料、郵送料、診断書作成料、鑑定料その他審判請求に要する費用（以下「申立費用」という。）を負担する。

(費用負担の申立て)

第6条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、家事事件手続法第28条第2項の規定による裁判所の命令を求める申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

- (1) 審判請求時において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に定める被保護者である者

- (2) 申立費用を市が負担しなければ、生活保護法第6条第2項に定める要保護者となる者
- (3) 前2号に定めるもののほか、申立費用を市長が負担することが適当と認められる者
(審判前の保全処分)

第7条 市長は、対象者の状況を考慮し、緊急を要すると認めるときは、家事事件手続法第105条第1項の規定に基づき審判前の保全の申立を行う。

(成年後見人等に対する報酬の助成)

第8条 市長は、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難である者に対し、報酬の全部又は一部を助成することができる。

(報酬の助成の対象者)

第9条 前条に規定する報酬の助成対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族を除く者が成年後見人等に選任されている成年被後見人、被保佐人又は被補助人である者
- (2) 熊本市内に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている者、又は介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項及び第2項に基づき熊本市が介護保険の保険者となっている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第19条第3項に基づき熊本市が支給決定を行なうこととされている者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 報酬の助成の申請時において生活保護法第6条第1項に定める被保護者である者
 - イ 報酬を市が助成しなければ、生活保護法第6条第2項に定める要保護者となる者
 - ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている者
 - エ 前2号に定めるもののほか、報酬を市長が助成することが適当と認める者

(報酬の助成の申請)

第10条 助成対象者は、報酬の助成を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して、熊本市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- (1) 成年後見等に係る登記事項証明書
- (2) 財産目録その他助成対象者の財産状況がわかる書類
- (3) 収支表その他助成対象者の収入と支出がわかる書類
- (4) 助成対象期間における後見人等の活動の記録
- (5) 報酬付与の審判決定書の写し

2 前項の規定による申請は、助成対象者に代わって、その者の成年後見人等（保佐人及び補助人にあつては、当該申請に係る代理権を付与された者に限る。）が行うことができる。

(報酬の助成の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、関係書類を審査し、熊本市成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請をした者に通知するものとする。

2 報酬の助成額は、特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については月額18,000円を、在宅者については月額28,000円を上限とする。

3 報酬の助成金の総額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

(助成金の請求)

第12条 報酬の助成の支給の決定を受けた者は、熊本市成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第3号）により、市長に対して請求するものとする。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による報酬の助成の請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により前条の助成金の交付を受けた者があつたときは、その者に対して前条の助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(報酬助成の特例)

第15条 助成対象者が助成金の交付を受ける前に死亡した場合は、その者の成年後見人等であつた者に対し、当該助成対象者の死亡時の財産状況に応じて、報酬の全部又は一部を助成することができる。

2 第10条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、この要綱による改正後の熊本市成年後見制度利用支援事業実施要綱は、施行の日以後助成の申請がなされたものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、この要綱による改正後の熊本市成年後見制度利用支援事業実施要綱は、施行の日以後助成の申請がなされたものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月22日から施行し、この要綱による改正後の熊本市成年後見制度利用支援事業実施要綱は、施行の日以後助成の申請がなされたものについて適用する。

熊本市成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住所 (所在)

氏名又は名称

対象者との関係

(本人、成年後見人、保佐人、補助人、監督人等)

電話番号

熊本市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象者氏名

住所

2 申請の内容

助成申請額 _____ 円

助成対象期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 成年後見等に係る登記事項証明書
- (2) 財産目録、その他対象者の財産状況がわかる書類
- (3) 収支表、その他対象者の収入と支出がわかる書類
- (4) 助成対象期間における活動の記録
- (5) 報酬付与の審判決定書の写し
- (6) 後見等開始の審判決定書の写し
- (7) 本人確認証 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者の場合)

※後見人等が民法第725条に規定する親族にあたる場合はこの助成の対象にはなりません。

発第 号
年 月 日

熊本市成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書

様

熊本市長 印

年 月 日付けで申請のあった熊本市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づく成年後見人等の報酬助成の申請については、次のとおり決定しましたので、同要綱第11条の規定により通知します。

対 象 者 氏 名	
成 年 後 見 人 等 氏 名	
決 定 の 内 容	支 給 ・ 不 支 給
助 成 金 額	円
助 成 対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
不 支 給 の 理 由	

熊本市成年後見制度利用支援事業助成金請求書

年 月 日

熊本市長（宛）

請求者 住所（所在）

氏名

電話番号

熊本市成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

対象者氏名							
対象者住所							
成年後見人等氏名							
請求金額							
振込先金融機関（※）	銀行・信組・農協 信連・信用金庫			本店・支店 出張所			
種 目	普通 ・ 当座						
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							

- 添付書類 熊本市成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書の写し

※ 助成金の振込先は、対象者名義（成年後見人等による申請の場合は、成年後見人等名義）の口座とします。
※ 申請者、請求者、口座名義人は肩書含め同一の者をご記入ください。
※ 請求金額は頭に「¥」マークを記入し、アラビア数字でご記入ください。